

令和 6 年 7 月 会 議
第 13 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲覧用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 7 月 30 日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 13 号	農地法 3 条の規定による許可申請について
議案第 14 号	農地法 5 条の規定による許可申請について
議案第 15 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 16 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第 4 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）挨拶

ただ今より令和 6 年 7 月第 13 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名、推進委員は 3 名全員でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、12 番宇野委員、13 番早川 新市委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条の転用に係る資料 1、協議会資料、協議会資料別冊 1 のほか、本日皆様の机の上に総会議案書 24 ページの差替えが 1 枚、協議会資料として、「地域農業の未来設計図・地域計画を作りましょう」の両面印刷 1 枚・諸般の報告、神奈川県農業会議から配布されました「農政時報」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。なお、議案書の差替えは 2 事業の種類等の売上高の R5 の実績額の修正がございました。正しくは 3,897,361 円となります。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。8 月 20 日審議案件現地調査、市内一円において、第 1 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 8 月（第 14 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。

27 日、令和 6 年 8 月（第 14 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。

総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 3 件 4,370 平方メートル、法第 5 条許可申請 1 件 359 平方メートル、農用地利用集積計画決定 2 件 5,150 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 3,690.91 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 2,602 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 5,734 平方メートル、法第 18 条通知等 1 件 1,893 平方メートル、照会書による農地の現況 1 件 181 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、整理番号2番、3番は申請人であります譲受人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番でございます。申請地は[REDACTED]ほか2筆、地目畑、現況畑、地積合計1,893平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、7ページをご参照願います。

続きまして、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

同じく農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番でございます。

申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、現況畑、地積合計1,486平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、整理番号2番と同じく市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、9ページをご参照願います。

申請理由は、両議案とも、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、綾瀬市において利用集積による畑1,795平方メートル、また、相模原市において、自作の樹園4,970平方メートル、利用集積による樹園2,941平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済みでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は250日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 宇野委員

○12番(宇野 政信君) 本件について7月23日、第4班私のほか、大塚委員、早川委員、

志澤推進委員と事務局 3 名、計 7 名で現地調査をしました。

本日の審議案件ですが、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、以後割愛させていただきます。現地は整理番号 2 番 3 番、いずれも耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。4 班といたしましては許可妥当だと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 4 点についてお尋ねいたします。

- 1 農地の取得を行う理由について
- 2 農業従事者、農機具の保有状況、申請地での農機具の利用予定等について
- 3 現住所から申請地までの距離、移動時間、1 週間の耕作予定日数等について
- 4 現在の耕作状況と申請地取得後の営農計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX 君）XXXXXXXXXXと申します。よろしくお願いします。

XXXXXXXXXXは、神奈川県相模原市で、2006 年から酒用のブドウを中心に、果樹栽培を行っている農業生産法人でございます。今から 3 年前、2021 年ですね、ご高齢になられた方より、私が引き継ぎまして、今日まで運営をしております。

引き継ぎ後は徐々に拡大し続けまして、現在のワイン用のブドウのほかに、生食用のブドウですとか、ブラッドオレンジ、レモンなどの柑橘類の栽培もしております。

私自身は、綾瀬市で別の会社を経営しているんですけども、昨年 5 月にこの市役所の側に、XXXXXXXXXXという酒屋をオープンしまして、運営しております。

うちの会社のグループは、酒に力を入れて販売していくグループであります。XXXXXXXXXX

XXXXXXは、その中では第一次産業、農業です。農業の分野で、今後もお酒と飲料のもとになるような、作物を栽培していくという会社でございます。

ワインについては今現在自社で醸造してなくて、山梨のワイナリーにお願いしています。

今後は自社醸造も計画している、そういう会社になります。

ご質問ありました、農地の取得を行う理由についてなんですけど、先ほど申し上げました

昨年5月に酒屋をオープンしまして、そこで相模原のブドウを使用したワインを販売しているんですが、売れ行きも好調で、確実に販路がついてきてまして、お店はやっぱり綾瀬市にあって、お客さんもやっぱりこの綾瀬市ですとか、近隣のお客さんも非常に多いというところで、私自身も綾瀬市在住なので、やっぱり綾瀬産のブドウを使ったら非常に良いんじゃないかなというところと、あと綾瀬市も今後、道の駅の計画もあるということなんで、そういったところから綾瀬のブドウを作り、綾瀬のワインをつくるという目的ですね。今年の4月に農地を借りているんですけども、将来安定した生産環境確保のために今回取得を決めました。

次に、農作業従事者、農機具の保有状況、申請地での利用についてなんですけど、まず、農作業従事者は、現在私を中心に、社員でほとんど農業従事してるものが1名、その他アルバイト2名で行っております。農機具は主に作業が、草刈りですとか、防除が中心になってきて、それ以外手作業で、農機具は、そういう草刈りの刈払機ですとかハンマーナイフですね、あと、自動式の動噴1台になります。

次に、現住所からの申請地までの移動時間、1週間の耕作予定日数等についてなんですけども、XXXXXXXXXXは、本社が神奈川県相模原市にあります。ただ私自身が綾瀬市に住んで、基本的にその別会社が綾瀬市にあってそこには必ず来ていますので、大体その会社から行くことになります。距離にして大体2キロから3キロぐらい、時間も車で5分10分ぐらいの距離になります。

1週間の耕作予定日は、ブドウは木が成熟するまで結構時間がかかりますので、幼いうち2、3年は週3日程度で十分かなというふうに考えています。

現在の耕作状況と申請地取得の営農計画についてですけども、現在相模原市では、所有地が4,970平方メートル、借りている農地が2,941平方メートル、綾瀬市で4月から借りたところが1,795平方メートルありますので、これは主にワイン用ブドウと、生食ブドウと柑橘類の栽培をしております。申請地取得後はこちらもしかしたら生食用のブドウも出るかもしれませんが、ワイン用のブドウが中心になると思います。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたし

ます。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、許可決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。私も第 4 班として 7 月 23 日、現地調査を行い、譲受人にもお話を伺いました。[REDACTED]の補足なんですけど、こちら北側の店舗ではブドウジュースも販売していて、お子様から楽しめるような、状態になっているそうです。生食用のブドウとしては、シャインマスカット等の品種を今栽培して相模原で販売していますが、綾瀬ではまだ販売していないそうなので、今後道の駅等で販売する計画はあるそうです。

地元委員として、譲受人の経営状況、労働力、農機具の保有状況、営農計画等を総合的に勘案し、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願い致します。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

続いて、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、同じく、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番でございます。申請地は■■■■■、地目畑、現況畑、地積991平方メートルでございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、綾瀬市において、自作の畑3,864平方メートル、利用集積による畑16,844平方メートル、その他、海老名市、厚木市、愛川町において、自作の田8,877平方メートル、自作の畑767平方メートル、利用集積による田25,077平方メートル、畑17,983.5平方メートルを耕作し農業経営を行っており、市内の農地が全て耕作されていることを確認済みでございます。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、従業員5名、従事日数は360日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）現地は耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。

4班としましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）本件につきまして、地元議員として発言いたします。私も23日、現地調査を行い、譲受人にもお会いしました。7月17日と20日の2日間、■■■■■から話を聞きました。キュウリ、レタス、キャベツを栽培しています。1年通して、ほかに18品目程度の野菜作りをしているそうです。従業員は代表ほか9名です。トラクターも最近1台新しく購入し、7台あるそうです。■■■■■は、海老名市において長年■■■■■の■■■■■を務めているそうです。綾瀬市においては、全体の約5割程度の農地を使用しているそうです。■■■■■は平成9年に就農しまして、今年で28年目就農生活をされています。地元委員としては、譲受人の経営状況労働力、農機具の保有状況など、総合的に勘案し、許可妥当思います。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 4 番について、賛成の委員の挙手
を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり許可されました。

それでは、日程第 2 号、議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題
といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 2 番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畑、
地積 359 平方メートルでございます。

転用目的は駐車場、チケットパーキングです。転用理由は湘南地区を中心に事業を行って
おり、事業地区の拡大のためとのことでございます。

権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては 3 種農地ござい
ます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。また、別冊・資料 1 で
申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、敷地内を転圧及び碎石敷き施工を行い、土砂の搬入搬
出は行わず、トラロープにて駐車区画を明示します。隣地とは、3 センチ程度の段差をつ
けて雨水が流れ出ないように対応いたします。工期は資料 6 ページのとおり許可日から 180
日間でございます。土地利用計画につきましては、資料 5 ページをご参照ください。

立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 3 種農地に該当し、転用許可
できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。

それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員が、地域担当でもあ
りますので併せて報告を願います。12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）現地は現在、耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。4 班としましては、許可妥当と判断し、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ 君） の私、代表の と申します。

本日はよろしくお願いいたします。では、今の質問に対して答えます。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由についてということですが、まず、県道に面している土地でして、非常に車の出入りがしやすいところ、それから周りにコインパーキングとかそういう駐車場がなくて、近隣に路駐されてる車が散見されるような状態でございまして、とてもこの土地の広さ的にも、効率的にもよろしいかなというところで、計画を始めたところでございます。

○参考人（ 君） と申しますよろしくお願いします。

土地利用計画及び施設概要につきましては提出させていただいている、概要書があるかと思えます。

内容としましては、チケットパーキングになります。

近いものとしてはコインパーキングなんですけども、コインパーキングではなくて、チケットを買っていただいて、停めていただくようなシステムで、単純に機械を 1 台つけて、そこでチケットを買っていただくというような内容で、土地に関しては基本的に砂利敷で、

スペースを区切って停めていただくような内容となっております。

それから、基本計画と周辺への防除対策につきましては、基本的には砂利の転圧という状態で土地を整備させていただきまして、砂利が外に出ないように気をつけるということと、それと、水、雨に関しては、今3面接道しておりまして、隣に1つ、雑種地の土地があるんですけど、その雑種地の土地の部分に関してはもう既にそちらの土地側に、ブロック積みはされていたのと、あと、県道側に関しては、歩道が少し上がって作られていますので、そちら側に関しては基本的に水が出たりとか砂利などが流れていくってことはないかと思っていますので、そちら側に傾斜を少しかけて、雨水等も出ないような計画にしております。それから、工程に関しましては、申請書には180日で期間を設けさせていただいているんですけど、基本的に多分そこまではかからないかと思っています。余裕を見て、180日間と記載させていただいています。

工事期間中の安全対策に関しましてはもう当然のことですが、工事業者を選定させていただいているので、その工事業者がしっかり安全対策をとということでやらせていただいています。

それから隣接耕作者様と周辺地域への説明状況としましては、先ほど申し上げましたように、3面は接道しているような土地となっております。一方が、雑種地になっていて、既に車が停まっているようなヤードになっているような状況なので、一応その辺をご説明させていただきます。

○参考人()君)施設管理に関しましては、基本的に現地に関しては無人の管理でございますが、何かトラブル等々あった場合はコールセンターが24時間に対応してまして、コールセンターは警備会社と連携していることで、緊急で人の手配が必要な場合は、緊急対策で現地に駆けつけるというような内容となっております。

設備としましては、遠隔で一応監視ができる防犯カメラを設置する予定でございまして、スマホ等々で現地でリアルタイムで確認ができるのと、あとは記録装置がカメラの中に入ってますので、カメラ映像を遠隔あるいは現地で取り出して見るということができるような対応となっております。後は、月に1回ないし2回の定期巡回で、清掃も含めて、現場回りをするということです。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に質疑がありましたらご発言をお願いいたします。8番 木村委員

○8 番（木村 寛君）このコインパーキングですけど、何台ぐらい停まりますか。

○参考人() 今の計画で、12 台ほど普通車が停まります。

○8 番（木村 寛君）月極で貸すなんてことは考えてないですか。

○参考人() 君) 基本的には、時間貸しで出来たらなと思っています。ただ、12 台要らないんじゃないかっていう場面が出てきたときには、近隣の方に 1 台、2 台月極で貸すということは可能性としてはございます。

○8 番（木村 寛君）わかりました。

○議長（古塩 貞夫君）10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）県道はどういうふうになっていますか。雑種地の所は今トラックが停まっていますよね。停まっているということは、右側が県道じゃないんでしょうか。

○参考人() 君) 県道ですね右側は県道です。

○10 番（橋本 久男君）だって、道路があってここは歩道になっている。

○参考人() 君) 歩道があって県道がついています。

○10 番（橋本 久男君）入るときに、正直な話、用田の方から来る車は左に曲がるので良いんだけど、MKチーズの方から来る車は右に曲がる車が結構多いんで、朝晩の時間帯によっては、ここ抜けるだけで 20 分ぐらいかかる。

○参考人() 県道側の切り下げがございませんので、県道からは入らないです。一本隣の、今下側にあります道、市道なんですけれど、そちらから入っていただく計画でやっております。県道は歩道が上がっている状態で、切り下げを作らなくてはいけないので、切り下げを作らず、一度市道に入っただいてからご利用いただく計画にしております。

○10 番（橋本 久男君）ここはよく通るので心配しています。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。この件につきましての意見等がございましたら発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 3 号、議案第 15 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 23 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 23 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 43,930.35 平方メートル、申出地は

■ほか 1 筆、地目畑、地積合計 1,189 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 12 年、9 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は ■歳、自作の田 4,114 平方メートル、畑 8,880.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 24,706.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母、弟の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。第 4 班としては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。ご皆様の審議よろ

しくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていた
ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推
進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 初めに、令和6年7月23日午前9時より、4班の宇野委員、早
川委員、大塚委員、事務局3名と私、7名で現地調査をいたしましたので報告いたします。
なお、以降の案件は、同日、同メンバーで現地調査いたしましたので以後割愛させていた
だきます。

整理番号23の現地の状況は、先ほど4班の代表委員が述べられたとおり耕うん状態で、農
地として適正に管理されておりました。また、賃借人は園芸協会に加入されているという
ことで、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、農用地利用集積の
決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号23番について、賛成の委員の挙手を求め
ます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出
のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号24番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号24番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は28,279平方メートル、申出地は[REDACTED]ほか3筆、地目
畑、地積合計3,961平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31
日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成30年、3回目の権利

設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑、1,288 平方メートル、利用集積による畑、26,991 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は340 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）現地の状況は、トウモロコシの収穫後で耕うん状態であり、農地として適正に管理されていまして。第4 班としましては今回の利用集積として問題ないと判断しましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3 地区 志澤推進委員

○第3 地区（志澤 輝彦君）整理番号24 番の現地の状況は、先ほど4 班の代表が述べられたとおり、全て耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。

賃借人は、園芸協会に加入しているということで、熱心に農業に取り組んでいると聞いております。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号24 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号7番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページから、20ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号7番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は[]ほか6筆、地目につきましては、[]
につきましては、原野、そのほかは全て畑、地積合計3,690.91平方メートルでございます。
内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年7月27日から令和6年7月30日まで、
相続開始年月日は、令和2年11月20日で、今回が1回目の証明願でございます。

場所につきましては、19ページから20ページの案内図をご参照願います。

申請人は[]歳、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名で、
従事日数は283日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）それでは説明させていただきますけれども、表にある上から順番にいきます。[]ですが、ここには、サトイモ、サツマイモ等が植えてありました。[]、ここは栗の木が植わっていました。[]はナスが、[]はトウモロコシが、それから[]についてはサトイモ、サツマイモが植わっておりました。きちんと農地として管理されていたので、また当日行ったときにも、申請者は意欲的に働いていました。意欲的に農業経営に取り組んでいると認められますので、第4班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）7月18日申請者の奥様に面会し、現地を案内していただきました。ご主人と2人で農業をやってらっしゃるんですが、ご主人は普段はお勤めされているので主に奥様1人で野菜の作付け等されております。現地調査された方のおっしゃるとおり、野菜、栗とかが植わってしまして、木の下の下草もきれいに管理されています。

申請者ご夫婦とも農業経営に取り組み、定期的に管理されていると認められました。今後も、維持管理する意向を確認しました。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第4号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の22から25ページをご覧ください。

日程第5号報告第4号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

議案書の22ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出、3件でございます。転用の内容は、いずれも住宅敷地で、地積合計2,602平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

2の農地法第18条第6項の規定による通知1件でございます。整理番号4番でございます。

内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。

なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。以上でございます。

次に、議案書の24ページをご覧ください。3の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事

項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。1 の法人の概要につきましては、名称、株式会社アヤセグリーンファーム。経営面積は、15,480 平方メートルで綾瀬市及び藤沢市で耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者 1 名、議決権の数は 500 株、議決権の割合は 100%でございます。2 の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和 5 年の実績が 3,897,361 円、令和 6 年度の見込みは 400 万円でございます。3 の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書の 25 ページをご覧ください。4 の「登記官照会書による農地等の現況について」でございます。

登記官が地目変更登記を処理する際、必要に応じて農業委員会に対し対象地の現況及び転用の有無等について照会する場合があります、この度、1 件の照会がありました。

現地調査を実施したところ、現況は非農地であり、農地法 5 条の許可済みである旨を回答いたしました。所在、土地所有者等は、記載のとおりでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 4 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 6 年 7 月第 13 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 24 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員